

宮代町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、<u>管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</u></p>	<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって <u>管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</u></p>
<p>（給料表）</p> <p>第3条 1～3 （略）</p> <p>4 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の<u>基準</u>となるべき標準的な職務の内容は、別表第2の等級別基準職務表のとおりとする。</p>	<p>2 <u>職員に対する<u>宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設の全部又は一部の支給については、別に条例で定める。</u></u></p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 1～3 （略）</p> <p>4 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の<u>基礎</u>となるべき標準的な職務の内容は、別表第2の等級別基準職務表のとおりとする。</p>
<p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第4条 町長は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び機関の定める規程の趣旨に従い、<u>及び前条第4項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</u></p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の<u>初任給の基準</u>を異にする他の職に移った場合における号給は、町規則で定めるところにより決定する。</p>	<p>5 <u>任命権者は、第3項の職員の職を第1項に規定する級のいずれかに格付し、前項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。</u></p> <p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第4条 町長は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び機関の定める規程の趣旨に従い<u>及び前条の規定に基づく分類の基準に適合するよう</u> _____、かつ、予算の範囲内で <u>職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</u></p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の<u>初任給基準</u>を異にする他の職に移った場合における号給は、町規則で定めるところにより決定する。</p>
<p>5及び6 （略）</p> <p>7 55歳を超える職員は、<u>第5項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員のうち勤務成績が極めて良好であるもの及び特に良好であるものについては、町規則で定</u></p>	<p>5 <u>職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。</u></p> <p>6及び7 （略）</p> <p>8 55歳を超える職員は、<u>前項</u> の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員のうち勤務成績が極めて良好であるもの及び特に良好であるものについては、町規則で定</p>

改 正 案	現 行
<p>めるところにより昇給させることができる。</p> <p><u>8及び9</u> (略)</p> <p><u>1 0</u> <u>第5項</u>から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、町規則で定める。</p> <p><u>1 1</u> 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員の欄</u>に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年宮代町条例第6号)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(給料の支給)</p> <p>第5条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとし、<u>その月の給料の月額</u>の全額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、<u>降給等</u>により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、<u>給与期間の初日から支給するとき以外</u>のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第7条 <u>町長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でない</u>と認めるときは、その特殊</p>	<p>めるところにより昇給させることができる。</p> <p><u>9及び10</u> (略)</p> <p><u>1 1</u> <u>第6項</u>から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、町規則で定める。</p> <p><u>1 2</u> 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員の項</u>に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年宮代町条例第6号)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(給料の支給)</p> <p>第5条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとし、<u>給料月額</u>の全額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、<u>降給等</u>により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、<u>給与期間の初日から支給するとき又は</u>給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第7条 <u>町長は、第3条に規定する給料表の額が同一級の職に通常含まれている労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職員に係る職に対し適当でない</u>と認めるときは、その特殊性に基づいて、給料</p>

改 正 案	現 行
<p><u>性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。</u></p>	<p><u>表に掲げられている給料額につき適正な調整額表を定めることができる。ただし、その特殊性を考慮して給料表の級に格付した場合においては、その給料月額を本条の規定によって調整することはできない。</u></p>
<p>2 <u>前項の調整額表に定める給料月額</u>の調整額は、<u>調整前</u>における給料月額の100分の25を超えてはならない。 (管理職手当)</p>	<p>2 前項の規定による給料 _____ の調整額は、<u>その調整前</u>における給料月額の100分の25を超えてはならない。 (管理職手当)</p>
<p>第7条の2 <u>管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員</u>の職のうち町規則で指定するものを占める職員(以下「指定管理職員」という。)に、その職務の特殊性に基づき<u>町規則</u>で定める基準に従い支給する。</p>	<p>第7条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員<u>のうち規則で定める者</u> _____ (以下「指定管理職員」という。)に、その職務の特殊性に基づき<u>規則</u>で定める基準に従い支給する。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p>	<p>2 (略)</p> <p><u>(超過勤務手当等に関する規定についての適用除外)</u></p>
<p>第17条 (略)</p>	<p>第16条の3 第12条、第13条第2項及び第14条の規定は、指定管理職員には適用しない。</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> _____ を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70</u>」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u> _____」とあるのは「<u>100分の67.5</u> _____」とする。</p>
<p>4 第2項の期末手当基礎額は、<u>それぞれの基準日現在</u>(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第3項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>4 第2項の期末手当基礎額は、<u>それぞれの基準日</u> 現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第3項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>5及び6 (略)</p>	<p>5及び6 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の3 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項まで及び附則第3項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況</u>に応じて、それぞれ基準日の属する月の町規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（町規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が<u>それぞれその基準日現在</u>（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>(特定の職員についての適用除外)</u></p> <p>第18条の5 <u>第12条、第13条第2項及び第14条の規定は、指定管理職員には適用しない。</u></p> <p><u>2 第4条第3項から第10項まで、第8条、第9条及び第9条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の3 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項まで及び附則第3項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績</u></p> <p>_____に応じて、それぞれ基準日の属する月の町規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（町規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が<u>それぞれの基準日現在</u>（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</u></p> <p>第18条の5 <u>第4条第3項から第11項まで、第8条、第9条及び第9条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u></p>

改 正 案								現 行							
別表第1 (第3条関係)								別表第1 (第3条関係)							
行政職給料表								行政職給料表							
職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	221,100	258,700	295,400	323,100	1	152,400	198,500	220,600	251,700	285,400	319,600	
	2	163,200	209,700	222,700	260,700	297,500	325,300	2	154,000	200,300	222,700	253,800	287,900	322,300	
	3	164,400	211,400	224,800	262,700	299,500	327,500	3	155,700	202,100	224,800	255,900	290,400	325,000	
	4	165,500	212,900	226,900	264,700	301,400	329,500	4	157,300	203,900	226,900	258,000	292,900	327,700	
	5	166,600	214,400	229,200	271,600	303,200	331,500	5	159,000	205,400	229,200	260,000	295,400	330,300	
	6	167,700	216,200	231,000	273,200	305,000	333,500	6	160,300	207,200	231,000	262,300	297,900	333,000	
	7	168,800	217,900	232,800	274,700	306,600	335,700	7	161,600	209,000	232,800	264,600	300,400	335,700	
	8	169,900	219,600	234,600	276,300	308,200	338,400	8	162,900	210,800	234,600	266,900	302,900	338,400	
	9	170,900	221,100	240,900	277,800	309,800	341,000	9	164,100	212,400	236,200	269,000	305,600	341,000	
	10	172,300	222,600	242,400	279,500	312,000	343,700	10	165,600	214,200	238,100	271,300	308,300	343,700	
	11	173,600	224,100	243,800	281,300	314,200	346,400	11	167,100	216,000	240,000	273,600	311,000	346,400	
	12	174,900	225,600	245,200	283,100	316,200	349,100	12	168,700	217,800	241,800	275,900	313,500	349,100	
	13	176,100	226,800	246,400	284,800	318,200	351,800	13	169,800	219,200	243,600	278,200	316,100	351,800	
	14	177,600	228,200	248,000	286,700	320,200	354,500	14	171,200	221,000	245,300	280,600	318,700	354,500	
	15	179,100	229,600	249,500	288,500	322,100	357,200	15	172,600	222,700	247,100	283,000	321,300	357,200	
	16	180,700	231,000	250,900	290,300	324,000	359,900	16	174,000	224,500	248,900	285,400	323,800	359,900	
	17	181,800	232,400	252,000	292,100	326,300	362,500	17	175,300	226,100	250,800	287,600	326,300	362,500	
	18	183,200	234,000	253,400	293,700	328,800	365,100	18	177,800	227,800	252,600	289,900	328,800	365,100	
	19	184,600	235,500	254,900	295,500	331,100	367,700	19	180,300	229,400	254,600	292,200	331,100	367,700	
	20	186,000	236,900	256,600	297,500	333,600	370,300	20	182,800	230,900	256,600	294,500	333,600	370,300	
	21	187,300	238,100	258,700	299,600	336,000	373,000	21	185,200	232,200	258,700	296,600	336,000	373,000	
	22	189,600	239,700	260,700	301,600	338,300	375,500	22	186,900	233,800	260,700	298,900	338,300	375,500	
	23	191,800	241,200	262,700	303,600	340,500	378,000	23	188,500	235,400	262,700	301,200	340,500	378,000	
	24	194,000	242,600	264,700	305,600	342,900	380,500	24	190,200	236,900	264,700	303,500	342,900	380,500	
	25	202,400	243,600	271,600	307,500	345,100	383,100	25	191,800	238,000	267,300	305,900	345,100	383,100	
	26	203,800	245,100	273,200	309,500	347,300	385,400	26	193,400	239,500	269,400	308,200	347,300	385,400	
	27	205,200	246,400	274,700	311,400	349,400	387,700	27	195,200	241,000	271,500	310,500	349,400	387,700	
	28	206,600	247,600	276,300	313,400	351,600	390,000	28	196,900	242,300	273,700	312,800	351,600	390,000	
	29	208,000	248,700	277,800	315,200	353,700	392,200	29	198,500	243,800	275,700	315,100	353,700	392,200	
	30	209,300	249,700	279,500	317,400	355,800	394,200	30	199,900	245,000	277,600	317,400	355,800	394,200	
	31	210,600	250,600	281,300	319,700	357,800	396,200	31	201,400	246,300	279,600	319,700	357,800	396,200	
	32	211,900	251,500	283,100	322,000	360,000	398,200	32	202,900	247,500	281,500	322,000	360,000	398,200	
	33	213,200	252,400	284,800	324,200	362,100	400,300	33	204,200	248,600	283,400	324,200	362,100	400,300	
34	214,400	253,300	286,700	326,500	364,000	402,200	34	205,500	249,700	285,500	326,500	364,000	402,200		

改 正 案								現 行							
35	<u>215,600</u>	<u>254,100</u>	<u>288,500</u>	<u>328,800</u>	<u>365,600</u>	<u>404,100</u>		35	<u>206,700</u>	<u>251,100</u>	<u>287,500</u>	<u>328,800</u>	<u>365,600</u>	<u>404,100</u>	
36	<u>216,700</u>	<u>254,900</u>	<u>290,300</u>	<u>331,100</u>	<u>367,500</u>	<u>406,400</u>		36	<u>208,000</u>	<u>252,600</u>	<u>289,600</u>	<u>331,100</u>	<u>367,500</u>	<u>406,400</u>	
37	<u>217,800</u>	<u>255,600</u>	<u>292,100</u>	<u>333,700</u>	<u>369,300</u>	<u>408,100</u>		37	<u>212,100</u>	<u>254,200</u>	<u>291,600</u>	<u>333,700</u>	<u>369,300</u>	<u>408,100</u>	
38	<u>218,900</u>	<u>256,700</u>	<u>293,700</u>	<u>335,900</u>	<u>371,100</u>	<u>409,800</u>		38	<u>213,900</u>	<u>255,600</u>	<u>293,600</u>	<u>335,900</u>	<u>371,100</u>	<u>409,800</u>	
39	<u>219,900</u>	<u>257,900</u>	<u>295,500</u>	<u>338,100</u>	<u>372,900</u>	<u>411,500</u>		39	<u>215,700</u>	<u>257,000</u>	<u>295,500</u>	<u>338,100</u>	<u>372,900</u>	<u>411,500</u>	
40	<u>220,900</u>	<u>259,000</u>	<u>297,500</u>	<u>340,500</u>	<u>374,700</u>	<u>413,400</u>		40	<u>217,500</u>	<u>258,600</u>	<u>297,500</u>	<u>340,500</u>	<u>374,700</u>	<u>413,400</u>	
41	<u>221,800</u>	<u>260,300</u>	<u>299,600</u>	<u>343,200</u>	<u>376,800</u>	<u>415,000</u>		41	<u>218,900</u>	<u>260,300</u>	<u>299,600</u>	<u>343,200</u>	<u>376,800</u>	<u>415,000</u>	
42	<u>222,700</u>	<u>261,900</u>	<u>301,600</u>	<u>345,200</u>	<u>378,500</u>	<u>416,700</u>		42	<u>220,700</u>	<u>261,900</u>	<u>301,600</u>	<u>345,200</u>	<u>378,500</u>	<u>416,700</u>	
43	<u>223,600</u>	<u>263,400</u>	<u>303,600</u>	<u>347,400</u>	<u>380,300</u>	<u>418,400</u>		43	<u>222,400</u>	<u>263,400</u>	<u>303,600</u>	<u>347,400</u>	<u>380,300</u>	<u>418,400</u>	
44	<u>224,500</u>	<u>265,100</u>	<u>305,600</u>	<u>349,600</u>	<u>381,900</u>	<u>420,100</u>		44	<u>224,200</u>	<u>265,100</u>	<u>305,600</u>	<u>349,600</u>	<u>381,900</u>	<u>420,100</u>	
45	<u>232,000</u>	<u>266,500</u>	<u>307,500</u>	<u>351,800</u>	<u>383,700</u>	<u>421,800</u>		45	<u>225,800</u>	<u>266,500</u>	<u>307,500</u>	<u>351,800</u>	<u>383,700</u>	<u>421,800</u>	
46	<u>233,600</u>	<u>267,800</u>	<u>309,500</u>	<u>353,800</u>	<u>385,300</u>	<u>423,200</u>		46	<u>227,500</u>	<u>267,800</u>	<u>309,500</u>	<u>353,800</u>	<u>385,300</u>	<u>423,200</u>	
47	<u>235,100</u>	<u>269,200</u>	<u>311,400</u>	<u>355,800</u>	<u>386,800</u>	<u>424,600</u>		47	<u>229,100</u>	<u>269,200</u>	<u>311,400</u>	<u>355,800</u>	<u>386,800</u>	<u>424,600</u>	
48	<u>236,500</u>	<u>270,600</u>	<u>313,400</u>	<u>357,800</u>	<u>388,300</u>	<u>425,900</u>		48	<u>230,600</u>	<u>270,600</u>	<u>313,400</u>	<u>357,800</u>	<u>388,300</u>	<u>425,900</u>	
49	<u>237,700</u>	<u>271,800</u>	<u>315,200</u>	<u>359,600</u>	<u>389,700</u>	<u>427,400</u>		49	<u>231,900</u>	<u>271,800</u>	<u>315,200</u>	<u>359,600</u>	<u>389,700</u>	<u>427,400</u>	
50	<u>239,300</u>	<u>273,500</u>	<u>317,000</u>	<u>361,300</u>	<u>391,200</u>	<u>428,700</u>		50	<u>233,500</u>	<u>273,500</u>	<u>317,000</u>	<u>361,300</u>	<u>391,200</u>	<u>428,700</u>	
51	<u>240,800</u>	<u>275,100</u>	<u>318,900</u>	<u>363,000</u>	<u>392,600</u>	<u>430,000</u>		51	<u>235,100</u>	<u>275,100</u>	<u>318,900</u>	<u>363,000</u>	<u>392,600</u>	<u>430,000</u>	
52	<u>242,200</u>	<u>276,800</u>	<u>320,800</u>	<u>364,700</u>	<u>393,900</u>	<u>431,300</u>		52	<u>236,600</u>	<u>276,800</u>	<u>320,800</u>	<u>364,700</u>	<u>393,900</u>	<u>431,300</u>	
53	<u>243,200</u>	<u>278,500</u>	<u>322,500</u>	<u>366,100</u>	<u>394,900</u>	<u>432,400</u>		53	<u>237,600</u>	<u>278,500</u>	<u>322,500</u>	<u>366,100</u>	<u>394,900</u>	<u>432,400</u>	
54	<u>244,700</u>	<u>280,100</u>	<u>324,200</u>	<u>367,800</u>	<u>396,300</u>	<u>433,400</u>		54	<u>239,100</u>	<u>280,100</u>	<u>324,200</u>	<u>367,800</u>	<u>396,300</u>	<u>433,400</u>	
55	<u>246,000</u>	<u>281,700</u>	<u>325,900</u>	<u>369,500</u>	<u>397,500</u>	<u>434,400</u>		55	<u>240,400</u>	<u>281,700</u>	<u>325,900</u>	<u>369,500</u>	<u>397,500</u>	<u>434,400</u>	
56	<u>247,200</u>	<u>283,300</u>	<u>327,600</u>	<u>371,200</u>	<u>398,600</u>	<u>435,400</u>		56	<u>241,600</u>	<u>283,300</u>	<u>327,600</u>	<u>371,200</u>	<u>398,600</u>	<u>435,400</u>	
57	<u>248,300</u>	<u>285,000</u>	<u>329,300</u>	<u>372,800</u>	<u>399,600</u>	<u>436,400</u>		57	<u>242,800</u>	<u>285,000</u>	<u>329,300</u>	<u>372,800</u>	<u>399,600</u>	<u>436,400</u>	
58	<u>249,300</u>	<u>286,500</u>	<u>331,000</u>	<u>374,400</u>	<u>400,800</u>	<u>437,300</u>		58	<u>243,800</u>	<u>286,500</u>	<u>331,000</u>	<u>374,400</u>	<u>400,800</u>	<u>437,300</u>	
59	<u>250,200</u>	<u>288,100</u>	<u>332,700</u>	<u>376,000</u>	<u>401,900</u>	<u>438,200</u>		59	<u>244,800</u>	<u>288,100</u>	<u>332,700</u>	<u>376,000</u>	<u>401,900</u>	<u>438,200</u>	
60	<u>251,100</u>	<u>289,700</u>	<u>334,400</u>	<u>377,600</u>	<u>402,900</u>	<u>439,100</u>		60	<u>245,800</u>	<u>289,700</u>	<u>334,400</u>	<u>377,600</u>	<u>402,900</u>	<u>439,100</u>	
61	<u>252,000</u>	<u>291,100</u>	<u>335,900</u>	<u>379,100</u>	<u>403,900</u>	<u>439,900</u>		61	<u>246,900</u>	<u>291,100</u>	<u>335,900</u>	<u>379,100</u>	<u>403,900</u>	<u>439,900</u>	
62	<u>252,900</u>	<u>292,400</u>	<u>337,500</u>	<u>380,600</u>	<u>404,900</u>	<u>440,700</u>		62	<u>247,800</u>	<u>292,400</u>	<u>337,500</u>	<u>380,600</u>	<u>404,900</u>	<u>440,700</u>	
63	<u>253,700</u>	<u>293,700</u>	<u>339,100</u>	<u>382,000</u>	<u>405,800</u>	<u>441,500</u>		63	<u>248,700</u>	<u>293,700</u>	<u>339,100</u>	<u>382,000</u>	<u>405,800</u>	<u>441,500</u>	
64	<u>254,500</u>	<u>294,900</u>	<u>340,700</u>	<u>383,500</u>	<u>406,600</u>	<u>442,300</u>		64	<u>249,700</u>	<u>294,900</u>	<u>340,700</u>	<u>383,500</u>	<u>406,600</u>	<u>442,300</u>	
65	<u>255,200</u>	<u>296,100</u>	<u>342,200</u>	<u>384,800</u>	<u>407,600</u>	<u>442,900</u>		65	<u>250,400</u>	<u>296,100</u>	<u>342,200</u>	<u>384,800</u>	<u>407,600</u>	<u>442,900</u>	
66	<u>256,300</u>	<u>297,500</u>	<u>343,700</u>	<u>386,100</u>	<u>408,200</u>	<u>443,500</u>		66	<u>251,700</u>	<u>297,500</u>	<u>343,700</u>	<u>386,100</u>	<u>408,200</u>	<u>443,500</u>	
67	<u>257,500</u>	<u>298,900</u>	<u>345,200</u>	<u>387,400</u>	<u>409,200</u>	<u>444,100</u>		67	<u>252,900</u>	<u>298,900</u>	<u>345,200</u>	<u>387,400</u>	<u>409,200</u>	<u>444,100</u>	
68	<u>258,600</u>	<u>300,300</u>	<u>346,700</u>	<u>388,700</u>	<u>409,900</u>	<u>444,400</u>		68	<u>254,200</u>	<u>300,300</u>	<u>346,700</u>	<u>388,700</u>	<u>409,900</u>	<u>444,400</u>	
69	<u>259,800</u>	<u>301,500</u>	<u>348,200</u>	<u>390,000</u>	<u>410,500</u>	<u>445,100</u>		69	<u>255,500</u>	<u>301,500</u>	<u>348,200</u>	<u>390,000</u>	<u>410,500</u>	<u>445,100</u>	
70	<u>261,000</u>	<u>302,900</u>	<u>349,700</u>	<u>391,200</u>	<u>411,000</u>	<u>445,600</u>		70	<u>256,900</u>	<u>302,900</u>	<u>349,700</u>	<u>391,200</u>	<u>411,000</u>	<u>445,600</u>	
71	<u>262,100</u>	<u>304,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,200</u>	<u>411,900</u>	<u>446,100</u>		71	<u>258,300</u>	<u>304,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,200</u>	<u>411,900</u>	<u>446,100</u>	
72	<u>263,200</u>	<u>305,500</u>	<u>352,700</u>	<u>393,400</u>	<u>412,500</u>	<u>446,600</u>		72	<u>259,700</u>	<u>305,500</u>	<u>352,700</u>	<u>393,400</u>	<u>412,500</u>	<u>446,600</u>	
73	<u>264,300</u>	<u>306,300</u>	<u>353,900</u>	<u>394,500</u>	<u>412,900</u>	<u>447,000</u>		73	<u>261,100</u>	<u>306,300</u>	<u>353,900</u>	<u>394,500</u>	<u>412,900</u>	<u>447,000</u>	

改 正 案								現 行							
74	265,400	307,600	355,000	395,500	413,500	447,400		74	262,500	307,600	355,000	395,500	413,500	447,400	
75	266,500	308,900	356,100	396,500	414,100	447,800		75	263,900	308,900	356,100	396,500	414,100	447,800	
76	267,500	310,200	357,200	397,500	414,700	448,200		76	265,300	310,200	357,200	397,500	414,700	448,200	
77	268,500	311,400	358,200	398,400	414,900	448,700		77	266,500	311,400	358,200	398,400	414,900	448,700	
78	269,500	312,600	359,300	399,200	415,200	449,000		78	267,800	312,600	359,300	399,200	415,200	449,000	
79	270,500	313,800	360,400	400,000	415,800	449,300		79	269,100	313,800	360,400	400,000	415,800	449,300	
80	271,400	315,000	361,500	400,800	416,300	449,600		80	270,400	315,000	361,500	400,800	416,300	449,600	
81	272,300	316,100	362,600	401,700	416,800	450,000		81	271,600	316,100	362,600	401,700	416,800	450,000	
82	273,200	317,200	363,600	402,500	417,300	450,200		82	272,900	317,200	363,600	402,500	417,300	450,200	
83	274,200	318,300	364,600	403,300	417,800	450,300		83	274,200	318,300	364,600	403,300	417,800	450,300	
84	275,500	319,400	365,600	404,100	418,300	450,400		84	275,500	319,400	365,600	404,100	418,300	450,400	
85	276,700	320,300	366,400	404,700	418,800	450,700		85	276,700	320,300	366,400	404,700	418,800	450,700	
86	277,900	321,300	367,200	405,200	419,300	450,900		86	277,900	321,300	367,200	405,200	419,300	450,900	
87	279,100	322,300	368,000	405,700	420,100	451,100		87	279,100	322,300	368,000	405,700	420,100	451,100	
88	280,300	323,300	368,800	406,200	420,600	451,300		88	280,300	323,300	368,800	406,200	420,600	451,300	
89	281,400	324,100	369,600	406,800	421,100	451,500		89	281,400	324,100	369,600	406,800	421,100	451,500	
90	282,300	325,000	370,300	407,200	421,400	451,600		90	282,300	325,000	370,300	407,200	421,400	451,600	
91	283,200	325,800	370,900	407,500	421,900	451,700		91	283,200	325,800	370,900	407,500	421,900	451,700	
92	284,100	326,700	371,600	407,900	422,400	451,800		92	284,100	326,700	371,600	407,900	422,400	451,800	
93	285,100	327,400	372,200	408,300	422,900	452,000		93	285,100	327,400	372,200	408,300	422,900	452,000	
94	285,600	328,100	372,800	408,700	423,300	452,100		94	285,600	328,100	372,800	408,700	423,300	452,100	
95	286,200	328,800	373,400	409,100	423,700	452,200		95	286,200	328,800	373,400	409,100	423,700	452,200	
96	286,800	329,500	374,000	409,500	424,200	452,300		96	286,800	329,500	374,000	409,500	424,200	452,300	
97	287,500	330,100	374,500	409,600	424,600	452,400		97	287,500	330,100	374,500	409,600	424,600	452,400	
98	288,100	330,800	374,900	409,800	425,000	452,500		98	288,100	330,800	374,900	409,800	425,000	452,500	
99	288,700	331,500	375,400	410,100	425,200	452,600		99	288,700	331,500	375,400	410,100	425,200	452,600	
100	289,300	332,200	375,900	410,400	425,600	452,700		100	289,300	332,200	375,900	410,400	425,600	452,700	
101	289,800	332,700	376,200	410,600	426,000	452,800		101	289,800	332,700	376,200	410,600	426,000	452,800	
102	290,300	333,200	376,600	411,000	426,400	452,900		102	290,300	333,200	376,600	411,000	426,400	452,900	
103	290,800	333,700	377,000	411,400	426,800	453,000		103	290,800	333,700	377,000	411,400	426,800	453,000	
104	291,300	334,200	377,400	411,800	427,100	453,100		104	291,300	334,200	377,400	411,800	427,100	453,100	
105	291,700	334,700	377,900	412,100	427,500	453,200		105	291,700	334,700	377,900	412,100	427,500	453,200	
106	292,100	335,100	378,200	412,400	427,900	453,300		106	292,100	335,100	378,200	412,400	427,900	453,300	
107	292,500	335,500	378,500	412,800	428,300	453,400		107	292,500	335,500	378,500	412,800	428,300	453,400	
108	292,900	335,900	378,800	413,200	428,700	453,500		108	292,900	335,900	378,800	413,200	428,700	453,500	
109	293,100	336,300	379,000	413,400	429,100	453,600		109	293,100	336,300	379,000	413,400	429,100	453,600	
110	293,400	336,700	379,300	413,700	429,500	453,700		110	293,400	336,700	379,300	413,700	429,500	453,700	
111	293,700	337,000	379,600	414,000	429,900	453,800		111	293,700	337,000	379,600	414,000	429,900	453,800	
112	294,000	337,400	379,900	414,400	430,300	453,900		112	294,000	337,400	379,900	414,400	430,300	453,900	

改 正 案								現 行							
113	<u>294,100</u>	<u>337,600</u>	<u>380,200</u>	<u>414,600</u>	<u>430,700</u>	<u>454,000</u>		113	<u>294,100</u>	<u>337,600</u>	<u>380,200</u>	<u>414,600</u>	<u>430,700</u>	<u>454,000</u>	
114	<u>294,400</u>	<u>338,000</u>	<u>380,500</u>	<u>414,800</u>	<u>430,900</u>			114	<u>294,400</u>	<u>338,000</u>	<u>380,500</u>	<u>414,800</u>	<u>430,900</u>		
115	<u>294,700</u>	<u>338,400</u>	<u>380,800</u>	<u>415,000</u>	<u>431,200</u>			115	<u>294,700</u>	<u>338,400</u>	<u>380,800</u>	<u>415,000</u>	<u>431,200</u>		
116	<u>295,000</u>	<u>338,800</u>	<u>381,100</u>	<u>415,500</u>	<u>431,500</u>			116	<u>295,000</u>	<u>338,800</u>	<u>381,100</u>	<u>415,500</u>	<u>431,500</u>		
117	<u>295,100</u>	<u>339,000</u>	<u>381,200</u>	<u>415,800</u>	<u>431,800</u>			117	<u>295,100</u>	<u>339,000</u>	<u>381,200</u>	<u>415,800</u>	<u>431,800</u>		
118	<u>295,300</u>	<u>339,400</u>	<u>381,500</u>	<u>416,100</u>	<u>432,100</u>			118	<u>295,300</u>	<u>339,400</u>	<u>381,500</u>	<u>416,100</u>	<u>432,100</u>		
119	<u>295,500</u>	<u>339,800</u>	<u>381,800</u>	<u>416,400</u>	<u>432,400</u>			119	<u>295,500</u>	<u>339,800</u>	<u>381,800</u>	<u>416,400</u>	<u>432,400</u>		
120	<u>295,700</u>	<u>340,200</u>	<u>382,000</u>	<u>416,600</u>	<u>432,700</u>			120	<u>295,700</u>	<u>340,200</u>	<u>382,000</u>	<u>416,600</u>	<u>432,700</u>		
121	<u>295,800</u>	<u>340,400</u>	<u>382,100</u>	<u>416,700</u>	<u>433,000</u>			121	<u>295,800</u>	<u>340,400</u>	<u>382,100</u>	<u>416,700</u>	<u>433,000</u>		
122	<u>296,100</u>	<u>340,700</u>	<u>382,400</u>	<u>416,900</u>				122	<u>296,100</u>	<u>340,700</u>	<u>382,400</u>	<u>416,900</u>			
123	<u>296,400</u>	<u>341,000</u>	<u>382,700</u>	<u>417,100</u>				123	<u>296,400</u>	<u>341,000</u>	<u>382,700</u>	<u>417,100</u>			
124	<u>296,700</u>	<u>341,300</u>	<u>383,000</u>	<u>417,300</u>				124	<u>296,700</u>	<u>341,300</u>	<u>383,000</u>	<u>417,300</u>			
125	<u>296,800</u>	<u>341,600</u>	<u>383,100</u>	<u>417,400</u>				125	<u>296,800</u>	<u>341,600</u>	<u>383,100</u>	<u>417,400</u>			
126	<u>297,000</u>	<u>341,900</u>	<u>383,300</u>	<u>417,500</u>				126	<u>297,000</u>	<u>341,900</u>	<u>383,300</u>	<u>417,500</u>			
127	<u>297,200</u>	<u>342,200</u>	<u>383,500</u>	<u>417,600</u>				127	<u>297,200</u>	<u>342,200</u>	<u>383,500</u>	<u>417,600</u>			
128	<u>297,400</u>	<u>342,500</u>	<u>383,700</u>	<u>417,700</u>				128	<u>297,400</u>	<u>342,500</u>	<u>383,700</u>	<u>417,700</u>			
129	<u>297,600</u>	<u>342,700</u>	<u>383,800</u>	<u>417,800</u>				129	<u>297,600</u>	<u>342,700</u>	<u>383,800</u>	<u>417,800</u>			
130		<u>343,000</u>	<u>384,000</u>					130		<u>343,000</u>	<u>384,000</u>				
131		<u>343,100</u>	<u>384,200</u>					131		<u>343,100</u>	<u>384,200</u>				
132		<u>343,400</u>	<u>384,400</u>					132		<u>343,400</u>	<u>384,400</u>				
133		<u>343,500</u>	<u>384,500</u>					133		<u>343,500</u>	<u>384,500</u>				
134		<u>343,800</u>	<u>384,600</u>					134		<u>343,800</u>	<u>384,600</u>				
135		<u>344,100</u>	<u>384,700</u>					135		<u>344,100</u>	<u>384,700</u>				
136		<u>344,400</u>	<u>384,800</u>					136		<u>344,400</u>	<u>384,800</u>				
137		<u>344,500</u>	<u>384,900</u>					137		<u>344,500</u>	<u>384,900</u>				
138		<u>344,700</u>						138		<u>344,700</u>					
139		<u>344,900</u>						139		<u>344,900</u>					
140		<u>345,100</u>						140		<u>345,100</u>					
141		<u>345,200</u>						141		<u>345,200</u>					
142		<u>345,500</u>						142		<u>345,500</u>					
143		<u>345,800</u>						143		<u>345,800</u>					
144		<u>346,100</u>						144		<u>346,100</u>					
145		<u>346,200</u>						145		<u>346,200</u>					

改 正 案							現 行					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 314,700

宮代町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第18条の3（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第18条の3（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>

3～5 (略)
別表第2 (第3条関係)
等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
6級	<u>課長、事務局長又は会計管理者の職務</u>
5級	1 <u>副課長の職務</u> 2 <u>主幹兼指導主事の職務</u>
4級	(略)
3級	(略)
2級	(略)
1級	(略)

3～5 (略)
別表第2 (第3条関係)
等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
6級	1 <u>課長、事務局長又は会計管理者の職務</u> 2 <u>極めて高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務</u>
5級	1 <u>副課長又は室長の職務</u> 2 <u>主幹兼指導主事の職務</u> 3 <u>高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務</u>
4級	(略)
3級	(略)
2級	(略)
1級	(略)

職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案			現 行		
<p>（育児短時間勤務職員等についての職員の給与条例の特例）</p> <p>第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>（育児短時間勤務職員等についての職員の給与条例の特例）</p> <p>第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第4条 第3項、第4項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年宮代町条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。	第4条 第3項、第4項及び第7項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年宮代町条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
第9条の4第2項第2号	（略）	（略）	第9条の4第2項第2号	（略）	（略）
第12条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。	第12条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。
第12	（略）	（略）	第12	（略）	（略）

改 正 案			現 行		
条第5項			条第5項		
第17条第4項	(略)	(略)	第17条第4項	(略)	(略)
第17条第5項及び第18条の3第3項	(略)	(略)	第17条第5項及び第18条の3第3項	(略)	(略)
第17条第6項	(略)	(略)	第17条第6項	(略)	(略)
<p>(短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例)</p> <p>第19条 短時間勤務職員についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例)</p> <p>第19条 短時間勤務職員についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第4条第3項、第4項及び第6項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年宮代町条例第6号）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	第4条第3項、第4項及び第7項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年宮代町条例第6号）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
第9条の4第2項第2号	(略)	(略)	第9条の4第2項第2号	(略)	(略)
第12条第1項	支給する	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定す	第12条第1項	支給する	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定す

改 正 案			現 行		
		る勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。			る勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。
第12条第5項	(略)	(略)	第12条第5項	(略)	(略)
<u>第18条の5</u> 第2項	第4条第3項から第10項まで、第8条、第9条及び第9条の3	第8条、第9条及び第9条の3	<u>第18条の5</u> ——	第4条第3項から第11項まで、第8条、第9条及び第9条の3	第8条、第9条及び第9条の3
	(略)	(略)		(略)	(略)

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表
 (第1条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬_____及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額、<u>100分の220</u>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

官代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表
 (第2条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に100分の225</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>

町長及び副町長の給与等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額 <u>に、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額 <u>に100分の220</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)

町長及び副町長の給与等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額 <u>に100分の225</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額 <u>に、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)

教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u></p> <hr/> <p>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u></p> <hr/> <p>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行																								
<p>(特定任期付職員の給料表等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td> <td><u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td><u>539,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td><u>615,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 特定任期付職員には、給与条例第3条(給料表)、第4条(初任給、昇格、昇給等の基準)、第7条から第9条まで(給料の調整額、管理職手当、扶養手当)、第9条の3(住居手当)、第12条から第14条まで(超過勤務手当、休日給、夜勤手当)、第16条(宿日直手当)、第16条の2(管理職員特別勤務手当)及び第18条の3(勤勉手当)の規定は、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項(期末手当)の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第17条第5項(期末手当)の規定の適用については、給与条例第17条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「<u>一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u> (平成17年宮代町条例第35号) 第7条第1項に規定する特定任期付職員」とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第9条の4第2項第2号(通勤手当)及び第12条第2項(超過勤務手当)の規定の適用については、給与条例第9条の4第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあ</p>	号給	給料月額(円)	<u>1</u>	<u>380,000</u>	<u>2</u>	<u>427,000</u>	<u>3</u>	<u>477,000</u>	<u>4</u>	<u>539,000</u>	<u>5</u>	<u>615,000</u>	<p>(特定任期付職員の給料表等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td> <td><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>4</u></td> <td><u>533,000</u></td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td><u>608,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 特定任期付職員には、給与条例第3条(給料表)、第4条(初任給、昇格、昇給等の基準)、第7条から第9条まで(給料の調整額、管理職手当、扶養手当)、第9条の3(住居手当)、第12条から第14条まで(時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当)、第16条(宿日直手当)、第16条の2(管理職特別勤務手当)及び第18条の3(勤勉手当)の規定は、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項(期末手当)の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第17条第5項(期末手当)の規定の適用については、給与条例第17条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「<u>宮代町一般職の任期付職員の採用に関する条例</u> (平成17年宮代町条例第35号) 第7条第1項に規定する特定任期付職員」とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第9条の4第2項第2号(通勤手当)及び第12条第2項(時間外勤務手当)の規定の適用については、給与条例第9条の4第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあ</p>	号給	給料月額(円)	<u>1</u>	<u>376,000</u>	<u>2</u>	<u>422,000</u>	<u>3</u>	<u>472,000</u>	<u>4</u>	<u>533,000</u>	<u>5</u>	<u>608,000</u>
号給	給料月額(円)																								
<u>1</u>	<u>380,000</u>																								
<u>2</u>	<u>427,000</u>																								
<u>3</u>	<u>477,000</u>																								
<u>4</u>	<u>539,000</u>																								
<u>5</u>	<u>615,000</u>																								
号給	給料月額(円)																								
<u>1</u>	<u>376,000</u>																								
<u>2</u>	<u>422,000</u>																								
<u>3</u>	<u>472,000</u>																								
<u>4</u>	<u>533,000</u>																								
<u>5</u>	<u>608,000</u>																								

改 正 案	現 行
<p>るのは「<u>一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>（平成17年宮代町条例第35号）<u>第8条</u>に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。））」と、給与条例第12条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p>	<p>るのは「<u>一般職の任期付職員の採用に関する条例</u>（平成17年宮代町条例第35号）<u>第9条</u>に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。））」と、給与条例第12条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。</p>

一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定任期付職員等の給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項（期末手当）の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u> _____」 _____」 _____」 _____」とする。</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>（特定任期付職員等の給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項（期末手当）の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」 _____」 _____」 _____」 _____」とする。</p> <p>3～5 （略）</p>

宮代町国民健康保険条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の<u>12分の1</u>の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>2 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p><u>第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(3) 出産の予定日</u></p> <p><u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>(5) その他町長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	

宮代町子ども医療費支給に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p><u>(3) 受給資格者 保護者のうち、主たる生計維持者であり、日本国内に住所を有する者で、第6条第2項の規定により子ども医療費受給資格を町長から認定された者をいう。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 現物給付 次条に規定する対象者が健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、町長が対象者に代わって医療費を当該医療機関等に支払うことをいう。(対象者)</u></p> <p>第3条 この条例に定める医療費の支給の対象となる者は、宮代町の区域内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であるこども(以下「対象のこども」という。)の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は除く。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p><u>(6) 他の都道府県又は市区町村が実施する制度によりこども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者</u> (助成金の支給)</p> <p>第4条 <u>町長は、受給資格者</u></p> <hr/> <p><u>が、対象のこどもに係る医療費の一部を負担したときは当該一部負担金の全額を、当該受給資格者に助成金として支給するものとする。ただし、受給資格者の責(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額については助成金の対象としない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 現物給付 次条に規定する対象者が健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、町が対象者に代わって医療費を当該医療機関等に支払うことをいう。(対象者)</u></p> <p>第3条 この条例に定める医療費の支給の対象となる者は、宮代町の区域内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であるこども(以下「対象のこども」という。)の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は除く。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p><u>(助成金の支給)</u></p> <p>第4条 <u>町</u>は、<u>第6条第2項に規定する受給資格証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)</u>が、対象のこどもに係る医療費の一部を負担したときは当該一部負担金の全額を、当該受給資格者に助成金として支給するものとする。ただし、受給資格者の責(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額については助成金の対象としない。</p> <p><u>2 前項の規定による対象のこどもの医療費の支給期間は、通院に係るこどもの医療費については対象のこどもが15歳に達する日</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(支給の方法)</p> <p>第5条 前条の助成金(以下「こども医療費」という。)の支給は、<u>受給資格者の申請に基づき行うものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>町長は、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、規則で定めるところにより一部負担金を代わって当該医療機関等に支払うことができる。</u></p> <p>3 前項の規定による<u>支払いがあったときは、当該医療を受けた対象のこどもについて受給資格者に対してこども医療費の支給があったものとみなす。</u> (受給資格者の登録)</p> <p>第6条 <u>こども医療費の支給を受けようとする保護者は、規則で定める受給資格登録申請書を提出して、こども医療費受給資格の登録を受けなければならない。</u></p> <p>2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定めるこども医療費の受給資格者として認定したときは、申請者に受給資格証を交付しなければならない。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、町長は、対象のこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が対象のこどもと同居している場合(当該いずれか一の者が、当該こどもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしない場合に限る。)</u>は、<u>当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定し、受給資格者証を交付するものとする。</u></p> <p>4 受給資格者は、<u>対象のこどもについて保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該保険医療機関等において当該こどもが国民健康保険法又は社会保険各法の規定による電子資格確認等により国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であることの確認を受け、受給資格証を提示しなければならない。</u> (届出の義務)</p> <p>第7条 受給資格者は、その資格を喪失したと</p>	<p><u>以後の最初の3月31日まで、入院に係るこどもの医療費については対象のこどもが18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。</u></p> <p>(支給の方法)</p> <p>第5条 前条 _____ の支給は、<u>対象のこどもの保護者の申請に基づき行うものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>町</u>は、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、<u>こども医療費</u>を代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 前項の規定による<u>支払</u>があったときは、当該医療を受けた対象のこどもについて受給資格者に対してこども医療費の支給があったものとみなす。 (受給資格者の登録)</p> <p>第6条 <u>医療費</u> _____ の支給を受けようとする保護者は、規則で定める受給資格登録申請書を提出して、こども医療費受給資格の登録を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定めるこども医療費の支給対象と _____ 認定したときは、申請者に受給資格証を交付しなければならない。</p> <p>3 受給資格者は、 _____ 保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該保険医療機関等において _____ 国民健康保険法又は社会保険各法の規定による電子資格確認等により国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であることの確認を受け、受給資格証を提示しなければならない。 (届出の義務)</p> <p>第7条 受給資格者は、その資格を喪失したと</p>

改 正 案	現 行
<p>き又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに町長に<u>届け出</u>なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>き又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに町長に<u>届出</u>なければならない。</p> <p>2 (略)</p>

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 宮代町に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p><u>ウ 他の市町村長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p> <p><u>エ～コ (略)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 町から援護を受け、宮代町の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p><u>(4) 町長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、宮代町の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p> <p><u>(5)～(13) (略)</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 宮代町こども医療費支給に関する条例(昭和48年宮代町条例第14号)に基づき医療費の支給を現に受けている者</u></p> <p><u>(6) 宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年宮代町条例第20号)に基づき医療費の支給を現に受けてい</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 宮代町に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ～ク (略)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3)～(11) (略)</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>る者</u> <u>(7) 他の都道府県又は市区町村が実施する制</u> <u>度により、乳幼児、重度心身障害者又はひ</u> <u>とり親家庭等に対する医療費の支給を現</u> <u>に受けている者</u></p>	